





要望先:滋賀県健康医療福祉部 生活衛生課

# 水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

# 要望内容

住民の生活を支える最重要のライフラインである水道施設の老朽化による更新や耐震化などによる施設の強靭化や整備について、引き続き水道料金や企業債残高などの国庫補助採択基準の撤廃もしくは緩和を図っていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

# 現状と課題

節水機器の普及、産業構造の変化等により水道水の使用量は伸びておらず、 料金収入の増加は見込めない状況である。一方、安定した良質な水道水の確保 など、ライフラインとしての水道に対する住民のニーズは高まっている。

水道事業者は、このような住民の要望に応えるため、施設の老朽化による更新や耐震化などの整備を進め、強靭で持続可能な水道事業を目指していく必要がある。

しかしながら、整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない 投資の増加は、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制 度の中での早期の施設の更新・強化は困難な状況にある。

そのため、現在の補助事業採択基準に設けられている、水道料金や企業債残 高などの基準を撤廃または緩和いただくとともに、制度の拡充により施設の更 新と強化を早期に進めていく必要がある。

### 事業実施による効果

水道事業は、住民の生活を支える最重要のライフラインであり、災害等非 常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の拡大を図られることで、早期に水道施設の強靭化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担 当:上下水道部 上下水道総務課 上下水道総務係

4 質の高い教育をみんなに

要望先:滋賀県教育委員会事務局 教育総務課

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の 交付決定および補助単価の引き上げについて 【国への要望】

#### 要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

#### 現状と課題

本市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。 また、グラウンドについても老朽化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず 授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。特に、屋外教育環境事業(グラウンド改修)については令和6年度で補助が終了となるため、今後改修ができるかを懸念している。自治体における円滑な事業実施が年度当初からできるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

#### <令和6年度実施予定工事>

- · 南笠東小学校予防改修工事
- ・ 玉川中学校特別教室棟・体育館トイレ改修工事
- ·松原中学校校舎棟非構造部材改修2期工事
- ・笠縫小学校グラウンド改修工事

#### <直近の交付決定時期>

・令和3年度(1次補正予算・一般)
・令和3年度(1次補正予算・強靭)
・令和4年2月16日
・令和4年度(2次補正予算・一般)
・令和4年度(2次補正予算・強靭)
令和5年2月16日
・令和5年2月16日

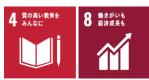
# 事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 早期に交付決定を受けることにより、円滑に事業を進めることができる。
- 3 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当:教育委員会事務局 教育総務課 施設係

# 重点要望(継続)

要望先:滋賀県教育委員会事務局 教職員課、幼小中教育課



# 小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常 勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

# 要望内容

年度当初から欠員が生じないよう、専科指導教員(教科担任制・英語専科)を含め小中学校の正規教員を適正に配置していただくよう、特段の配意をお願いしたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

児童生徒数の変動による学級数の増加や、専科指導教員(教科担任制・英語専科)の導入により、学級担任が病休等を取得した場合は、専科指導教員では担任を受け持つことが現状としてはできないため、年度当初から学級担任を受け持てる正規職員に欠員が生じている。

このような状況にあわせ、欠員を補充するため県の講師登録者に依頼するが、既に他校で勤務している等の理由からほとんど承諾してもらえず、講師の確保に多くの時間と労力を費やしている。

さらに、これまで教科の特性から特に中学校の講師確保に多大な労苦を費やしてきたが、近年は小学校の講師まで確保することが容易ではなくなってきており、県教育委員会からさまざまな加配の措置をいただきながら、実際のところ、人が「いない」という現状から、加配制度の活用のための人材確保に苦慮する状況が生じている。

年度当初から欠員が生じないようにするための小中学校の正規教員の適正な配置、臨時講師・非常勤講師の県での人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を図っていただきたい。

なお、学級担任を受け持てる英語専科指導教員の配置を要望するものであるが、前提として、「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」の実施における英語専科指導教員自体が全校配置を満たしていないため、学校規模に適した配置が困難な状況にある。ついては、引き続き、英語専科指導教員の全校配置についても要望する。

# 事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行など、子どもや保護者の不安を和らげる とともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員(教科担任制・英語専科)の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させる ことができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の 削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の増員とそれに応じた効果的な運用システムを構築 することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高 めていくことができる。

担 当:教育委員会事務局 学校教育課 教職員係

学校政策推進課 学校政策推進係

T E L : 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 3 6

077 - 561 - 6981

要望先:滋賀県文化スポーツ部 文化財保護課



# 歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業補助金等の適切な確保について【国への要望】

# 要望内容

国指定史跡である芦浦観音寺跡や草津宿本陣の史跡整備や埋蔵文化財調査について、歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業補助金等を用いて取り組んでいるが、史跡整備・埋蔵文化財調査共に要望額を下回る金額しか交付されず、事業の進捗が遅れこととなるため、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

#### 現状と課題

- ・史跡整備と埋蔵文化財調査を共に進める本市にとって、事業の進捗には国庫 補助金の取り込みが必須と考えているが、要望額に対し交付額が下回ること がある。
- ・史跡芦浦観音寺跡整備事業、史跡草津宿本陣整備事業ともに、査定額が低く、史跡整備全体のスケジュールが遅れるなど大きな影響を受けている。
- ・埋蔵文化財調査においても、当市は全国でも稀な人口増加自治体であり、市内の開発行為の増加に連動し、調査量も増加している。
- ・以上から、適正な補助金配分がなされないと、自治体の文化財行政や開発対 応が遅延し、市民生活にも影響が出ることから、適切な補助金額の確保が必 要である。

#### 事業実施による効果

- ・ 史跡整備の補助金が必要額確保されることで、計画通りのスケジュールで適切な史跡整備ができる。
- ・埋蔵文化財調査については、市民が必要とする住宅整備を滞らず進めることができる。

担 当:教育委員会事務局 歷史文化財課 文化財保護活用係

要望先:滋賀県文化スポーツ部 文化財保護課



# 県指定文化財建造物の継承に係る管理、保存修理等に 対する支援について【国への要望、県への要望】

# 要望内容

県指定文化財建造物の継承の担い手が不足しており、文化財の滅失や散逸等の防止が課題となっていることから、文化財所有者による管理や保存修理等に対する補助制度の拡充や技術面での支援について、特段の配意をお願いしたい。また、国による財政面、技術面での支援に関して、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

# 現状と課題

- ・本市における県指定文化財建造物には、所有者の経済的事情により継承や保存 存修理が困難なものがあり、このままの状態が続くと当該文化財の滅失や散逸等の懸念がある。
- ・県指定文化財建造物に関して、所有者による保存修理等に対する県補助制度 があるものの所有者負担が大きく、税制面での配慮も十分ではない。
- ・県指定文化財建造物を保存継承し、地域の歴史資源として有効活用を図るためにも、当該文化財の保存修理等に対する文化財所有者の負担軽減に向けた 財政面や技術面での支援の拡充が必要である。

# 事業実施による効果

財政面や技術面での支援制度が拡充されることで、文化財所有者の保存修理等に係る負担軽減を図ることができ、県指定文化財建造物の適切な保存継承および 地域の歴史資源としての有効活用を図ることができる。

担当:教育委員会事務局 歷史文化財課 文化財保護活用係

#### 重点要望(継続)

要望先:滋賀県教育委員会事務局 教職員課



特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について

【国への要望、県への要望】

# 要望内容

特別支援教育(インクルーシブ教育)の充実のため、次の3点について国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

- ①特別支援教育コーディネーターの専任化
- ②インクルーシブ教育推進スタッフ配置の県基準の緩和(1対1対応)
- ③医療的ケアを実施するための人材確保のための体制整備と補助制度の拡充 (単価の引き上げ)

# 要望理由

- ①本市における特別支援学級に在籍する児童生徒は、過去5年で130%増加しており、令和5年4月11日現在、全児童生徒の3.9%であり、今後も支援を必要とする児童生徒の割合は増加の傾向にあることは顕著である。こうした児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内修学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ②「地域で学ぶ」支援体制強化事業であるインクルーシブ教育推進スタッフについては、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍していることで、補助金の対象外となっており、手厚い支援ができない状況にある。
- ③看護師は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。

#### 現状と課題

#### 【現状】

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒のための配置校 13校 23名在籍
- ・インクルーシブ教育推進スタッフと児童数 6校に配置 スタッフ6名 児童数14名
- 医療的ケア支援スタッフ6校に配置 7名

#### 【課題】

- 特別支援教育コーディネーターが他の業務を行っていることで、すべて の就学相談の対応が困難である。
- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、1学級に2名以上という条件かつ当該特別支援学級に児童生徒4名以上在籍の学校にのみ配置されているため、基準に満たない学級に在籍する児童生徒への支援が不十分である。
- ・看護師の人材確保が確定されないことで、保護者の職の安定につながっていない。
- ・インクルーシブ教育の推進を目的とする事業であるが、インクルーシブ 教育推進スタッフの充実なくして、個に応じたインクルーシブ教育の推 進は困難である。

# 事業実施による効果

- ・特別支援コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議 等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育が一層進む。
- ・インクルーシブ教育推進スタッフにより、個別の障害の状況を的確に把握 し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずとも に学ぶ共生社会をめざす学校作りを行うことができる。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・インクルーシブ教育推進スタッフ、看護師が手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当:教育委員会事務局 児童生徒支援課 児童生徒支援係

要望先:滋賀県文化スポーツ部 国スポ・障スポ大会局





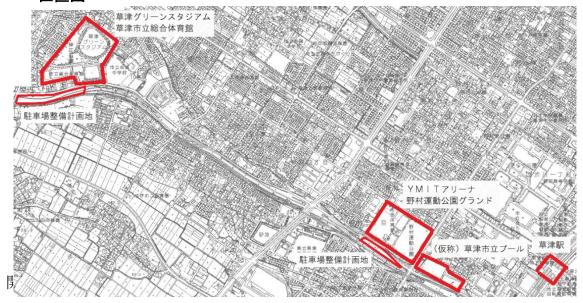


# わたSHIGA輝く国スポ・障スポに向けた取組について【県への要望】

# 要望内容

令和7年度(2025年)に開催される"わたSHIGA輝く国スポ・障スポ"が、市民・県民のスポーツへの意識の高まりや、体力向上、健康増進等につながるとともに、大会のレガシー創出に向け、特に、県とともに整備を推進している(仮称)草津市立プールにおける飛込などの水泳競技が、大会後も活発化するよう、特段の配意をお願いしたい。

#### 位置図



#### ○国民スポーツ大会

●水泳 (競泳・飛込・水球・AS:(仮称)草津市立プール)

●バレーボール (成年男子:草津市立総合体育館)

(成年女子: YM I Tアリーナ)

●バスケットボール(少年女子:YMITアリーナ)

●軟式野球 (成年男子:草津グリーンスタジアム)

●ソフトボール (少年男子:野村運動公園グランド)

#### ○全国障害者スポーツ大会

●水泳 (身体障害、知的障害:(仮称)草津市立プール)

●バレーボール (精神障害:草津市立総合体育館)

#### 現状と課題

- ・多くの競技を開催することから、交通環境を整えるための駐車場整備について取り組む必要がある。
- ・(仮称) 草津市立プールの整備、水泳競技の開催をきっかけに、市民・県民が 水泳を身近に感じることができる機会を創出する必要がある。

# 事業実施による効果

- ・両大会の開催を契機として、スポーツ健康づくりの推進や交流人口の拡大に よる地域経済の活性化を図ることができる。
- ・「健康しが」や「健幸都市くさつ」の実現を図ることができる。
- ・市民・県民が、生涯にわたるスポーツ活動を行うきっかけをつくることができる。

担当:教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室 TEL:077-561-6896 建設部 プール整備事業推進室 TEL:077-561-6807

# 一般要望(継続)

要望先:滋賀県土木交通部 道路保全課

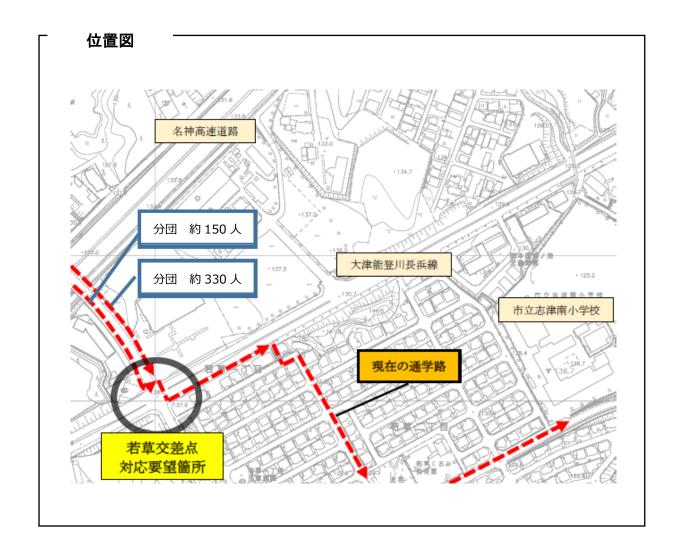


# 主要地方道大津能登川長浜線若草交差点付近の通学安全対策について【県への要望】

# 要望内容

本市では、通学路の安全を確保するために、関係機関との連携のもと、通学路の安全点検を実施し、早急な対応を図っているところである。

中でも、主要地方道大津能登川長浜線若草交差点付近について、通学路の安全 対策の観点からも歩道橋の設置の早期実現について、引き続き、特段の配意をお 願いしたい。



#### 現状と課題







信号待ちの児童

大津能登川長浜線の混雑

平成29年4月に、大阪府内にて集団登校で信号待ちをしていた小学生の列に車がつっこむ事故など、児童が通学時に交差点付近で交通事故に巻き込まれるケースについては、あとを絶たない状況である。

若草交差点については、志津南小学校へ登校する約480人の児童が横断しているが、通学時間帯には狭い歩道に信号待ちの児童が多数滞留することとなり、車道を走行する車や歩道を走る自転車との接触事故の危険性が常に高い状態にある。

また、現在は歩車分離信号であるが、将来、国道1号バイパスとなると、歩車分離信号でなくなる可能性が高く、交通量がさらに増加し、より危険な交差点になると考えられる。

主要地方道大津能登川長浜線を渡るための歩道橋の設置について、地域からも早期実現に向けて要望が高く、実現に向けての早急な調整が必要な状況である。

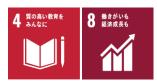
# 事業実施による効果

- ・児童が狭い歩道で信号待ちをする必要がなくなり、通学時における交差点で の車や自転車との接触事故の危険性が大幅に低下する。
- ・児童の安全だけではなく、一般の通行者の安全確保に加え、付近を通過する 車や自転車の安全な通過も同時に確保できる。

担 当:教育委員会事務局 学校教育課 学事·学校保健体育係

T E L : 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 2 1

要望先:滋賀県教育委員会事務局 教職員課



# 小中学校の業務改善について【県への要望】

#### 要望内容

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、昨年度に引き続き過大規模校に教頭を複数配置いただくよう、特段の配意をお願いしたい。また、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの適正な配置、スクールサポートスタッフの補助拡充など、「学校における働き方改革取組計画」の具現化についても、一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配意をお願いしたい。

#### 現状と課題

学校の業務は増加の一途を辿る中、国・県・市とそれぞれの自治体において学校の「働き方改革」「業務改善」を推進し、各所でその成果が出始めている。

しかしながら、子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに 費やすための時間の確保は未だ十分とは言えず、また教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難な状況である。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、公立小中学校の性質上、市の取組だけでは実現は困難であり、 県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

<県にお願いしたい事項の例>

- ・ 児童生徒数が 1,000 人を超える過大規模校における教頭の複数配置
- スクールサポートスタッフの県による配置または配置する市町への補助 制度の拡充(補助率の拡充)
- ・ 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- 部活動に係る指導員等人的支援の拡大と県による人材バンクの創設
- 学校事務の共同実施を推進するために必要な事務職員の加配

#### 事業実施による効果

- ・子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質を向上させることができる。
- ・教職員の超過勤務時間を削減し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、教員 個々の生活自体を充実したものにすることができる。

担 当:教育委員会事務局 学校教育課 教職員係

要望先:滋賀県教育委員会事務局 教職員課、保健体育課



# 養護教諭の人的配置の拡充について【国への要望】

# 要望内容

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や児童生徒へのきめ細やかな対応のため、正規職員の義務標準法の複数配置基準緩和について、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、不登校児童生徒や特別な支援を要する子どもへの対応、子どもが安心できる居場所としての保健室経営など、その業務は近年、複雑化・多様化している。

また、校外学習、修学旅行への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、専門的知識に基づく適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

# 事業実施による効果

養護教諭の加配を行うことで、以下の課題解決を図ることができる。

- ・養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速 に対応が可能となる。
- ・社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。

担 当:教育委員会事務局 学校教育課 学事·学校保健体育係

要望先:滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課



# 県立特別支援学校(草津養護学校)の新設分離について て【県への要望】

#### 要望内容

特別支援教育の充実のため、県立特別支援学校(草津養護学校)の新設分離について、特段の配意をお願いしたい。

# 現状と課題

#### 【現狀】

- ・草津養護学校は児童生徒数が県内で2番目に多い学校であり、令和5年4月 1日時点で、369名のうち172名が草津市の児童生徒である。
- ・医療的ケアの必要な児童生徒の教室の前には、十分な教室の広さが確保されていないため、車いすやベッド等が廊下に並んでいる。
- ・小学部、中学部の遊び場が中庭しかない。
- ・教室が足りないので、特別教室を教室とし使用している。
- ・1時間以上バスに乗って通学している児童生徒がいる。

#### 【課題】

- ・仮設校舎の増築後も、まだ教室の数が足りない状況である。
- ・スクールバスや放課後デイサービスの車を駐車するスペースが少なく、前庭 に駐車しているため、危険である。
- ・大半の児童生徒がバスで通学しているが、バスの台数も少なく、校区も広い ため、1時間以上バスに乗って通学をしている児童生徒がいる。
- ・教室前の廊下に車いすやベッドが常時並んでいる状態であり、常時の危険も さることながら、災害の発生時には、さらに混乱が予想される。

#### 事業実施による効果

・特別の支援を必要とする児童生徒が、安全で安心できる環境の中で、適切な 指導を受けることができ、特別支援教育のさらなる充実が図られる。

担 当:教育委員会事務局 児童生徒支援課 児童生徒支援係

要望先:滋賀県文化スポーツ部 文化財保護課



# 登録有形文化財建造物保存修理の国の補助制度の拡充 について【国への要望】

# 要望内容

登録有形文化財建造物の保存と活用を図るための国の補助制度について、個人 所有者が行う保存修理工事が補助対象となるよう国に働きかけていただきた く、特段の配意をお願いしたい。

# 現状と課題

- ・本市の登録有形文化財建造物には、所有者の経済的事情により保存修理ができないものがあり、このままの状態が続くと当該文化財のき損等が進む恐れがある。
- ・登録有形文化財建造物に関する補助制度には、「登録有形文化財建造物修理等 事業費国庫補助要項」があるが、保存修理工事に係る設計監理費、公開活用 に資する設備や案内設備・情報機器の整備が補助対象であり、所有者が望む 建造物の保存修理に関する工事費は対象外となっている。
- ・登録有形文化財建造物を保存継承し、地域の歴史資源として有効活用を図るためにも、当該文化財の保存修理に対する個人所有者の負担軽減に向けた補助制度の拡充が必要である。

### 事業実施による効果

・補助内容が保存修理工事にまで拡充されることで、個人所有者の保存修理費の 負担軽減を図ることができ、登録有形文化財建造物の適切な保存継承および地 域の歴史資源としての有効活用を図ることができる。

担 当:教育委員会事務局 歷史文化財課 文化財保護活用係